

福祉部

令和8年度 重点目標

- 1 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進
- 2 高齢者がいきいきと安心して暮らせる仕組みづくり
- 3 共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実
- 4 住民自らで支える地域福祉力の充実・強化

令和8年度 重点目標管理シート

重点目標		社会保障制度の適正な運用による福祉の増進		部局名	福祉部	優先順位	1位
総合計画における位置付け		第4編 健康・福祉 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第3節 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進		市長公約における位置付け	挑戦6 誰ひとり取り残さない上田へ (本当に困っている人に、行政と民間が連携して伴走する仕組みを。)		
第五次上田市行政改革大綱における位置付け		(1) 多様な主体との連携・協働を推進する改革 ア 市民の行政参加 イ 市民との情報共有の充実 ウ 公民連携の推進					
現況・課題	・エネルギーや食料品価格等の物価高騰などの要因による経済・雇用情勢の悪化・不安定さが長期化しています。 ・福祉課や自立相談支援機関（まいさぼ上田）等における相談内容は、経済的困窮に加え不安感の増幅に伴うものが多く、複雑化してしていることから支援が長期化する傾向がみられ、適切な制度案内が求められています。 ・地域住民が抱える課題が複雑・複合化するなか制度の狭間に陥る方もおり、従来の支援体制では解決できない課題が多い中、属性等を問わない包括的な支援を行う「重層的支援体制整備事業」による円滑な運用が求められています。						
目的・効果	・複雑・複合化した相談に対しては、重層的支援体制整備事業により、行政機関に限らず、民間団体や地域住民も一体となった多様な支援体制により、社会参加や自立に繋げていきます。 ・生活保護に至る前の生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法による自立相談支援や、子どもの学習支援事業など各種支援事業を速やかに実施します。 ・生活保護受給世帯には、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労支援や学習支援などを実施し、世帯自立を助長します。			該当するSDGsの目標	    		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標（どの水準まで）	中間報告 (目標に対する進捗状況・進捗度) 及び (中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点)		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○包括的支援体制の構築・整備 (1) 庁内外関係者との連携を深める (2) 重層的支援体制整備事業の本格実施と必要な体制整備 ア 多機関協働事業の実施と充実 イ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の体制構築及び実施 ウ 参加支援事業の体制構築及び実施	(1) 通年 (2) 通年	(1) 関係者連携会議を年複数回開催 (2) ア 重層的支援会議 月1回開催 イ 支援体制の事業化 ウ 支援体制の事業化				
②	○生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の実施 (1) 自立支援事業の充実 (2) 就労準備支援事業の実施 (3) 家計改善支援事業の実施 (4) 子どもの学習支援の実施	(1) 通年 (2) 通年 (3) 通年 (4) 通年	(1) 相談支援体制強化の検討及び支援調整会議を毎月開催 (2) 10名以上 (3) 「家計再生プラン」7名以上 (4) 生活保護受給世帯及び生活困窮世帯で5名以上に支援				
③	○適切な生活保護の実施と制度の運用 (1) 就労自立給付金等の活用による就労自立を目指す。 (2) 看護師の同行訪問等により特定健診の受診を促進 (3) 生活保護費返還金の滞納額縮減と新規返還金の発生抑制 ・法令に基づく債権管理の実施 ・収入申告書提出の徹底等による新規返還金の発生抑制	(1) 年度内 (2) 通年 (3) 年度末	(1) 就労による自立ケースを10件 (2) 被保護者40人以上の受診 (3) 現年度分：収納率40%以上				
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			

重点目標		高齢者がいきいきと安心して暮らせる仕組みづくり		部局名	福祉部	優先順位	2位	
総合計画における位置付け		第4編 ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第1章 自分らしい豊かな人生を送る健康づくり 第3節 高齢者がいきいきと安心して暮らせる仕組みづくり		市長公約における位置付け	挑戦3 命と暮らしを守り抜くインフラ改革 35 介護人材育成の推進 挑戦5 健康を「まちの戦略」に 52 健康づくりで医療費適正化 挑戦6 誰ひとり取り残さない上田へ 67 楽しさとつながりで支える地域コミュニティ			
第五次上田市行政改革大綱における位置付け				(1) 多様な主体との連携・協働を推進する改革 イ 市民との情報共有の充実 ウ 公民連携の推進				
現況・課題	・本格的な超高齢化社会を迎え、医療と介護の双方にニーズのある高齢者が増加する一方、今後、生産年齢人口は減少していくことが見込まれています。 ・人口減少・超少子高齢化の到来により生じる一人暮らし高齢者の社会的孤立、要介護認定者や認知症高齢者の増加による介護サービスに係る給付費の増大、介護人材不足が深刻化する中で、高齢者介護を支える体制の確保が課題となっています。 ・現在の社会状況に適切に対応するために、介護予防・重度化防止、認知症施策の推進、生活支援と社会参加の推進、持続可能な介護保険制度の構築についても継続して取り組む必要があります。 ・中長期的な視点も踏まえ、高齢者の誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指し、地域住民をはじめ、医療関係者、介護事業者などと連携・協働を図りながら、高齢者施策に取り組む必要があります。							
目的・効果	・高齢者に必要な医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供する仕組みづくりを推進するほか、高齢者の生きがいづくり・社会参加を促進することにより、いきいきと活動し健康長寿の喜びを実感できる社会の実現を図ります。			該当するSDGsの目標	   			
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	○認知症施策の推進 （1）「認知症施策推進計画」の策定 ①認知症高齢者等支援ネットワーク協議会へ諮問、答申 ②パブリックコメント実施・反映 （2）認知症サポーター養成 （3）認知症カフェの設立支援 （4）認知症予防教室の開催 （5）本人ミーティングの開催	（1）①5月末～1月 ②12月～1月 （2）年度末まで （3）年度末まで （4）年度末まで （5）年度末まで	（1）①協議会の開催 6回 ②パブリックコメントの実施と意見反映 （2）講座受講者700人 （3）新規2か所 （4）38回 （5）12回					
②	○生活支援体制整備の推進 （1）生活支援コーディネーター活動への支援 （2）通所型サービスC事業の構築	（1）年度末まで （2）年度末まで	（1）研修会の開催2回 状況確認・助言指導各2回×10地区 （2）新規立上げに向けた研修会の開催3回 実施事業所との協議 4回 要綱策定 年度末まで					
③	○自立支援、介護予防・重症化防止の推進 （1）訪問型・通所型サービスB事業の推進 （2）地域リハビリテーション（フレイル予防）の推進 （3）地域サロン事業の推進 （4）食の提供活動支援事業の推進	（1）年度末まで （2）年度末まで （3）年度末まで （4）年度末まで	（1）新規1か所（訪問） （2）新規4か所 （3）新規2団体 （4）新規3団体					
④	○第10期上田市高齢者福祉総合計画策定（R9～11） （1）上田市介護保険運営協議会に諮問、答申 （2）パブリックコメント実施・反映 （3）上田市議会上程・公表	（1）5月末～1月 （2）12月～1月 （3）3月	（1）審議会の開催 年6回 （2）広報・HPに計画案の周知と意見集約・反映 （3）3月議会上程、第10期上田市高齢者福祉総合計画策定・公表					
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題				

令和8年度 重点目標管理シート

重点目標		共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実		部局名	優先順位	3位
総合計画における位置付け		第4編 健康・福祉 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第1節 共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実		市長公約における位置付け	挑戦6 誰ひとり取り残さない上田へ 地域の全人生に幸せを	
第五次上田市行政改革大綱における位置付け		(3) 持続可能な財政運営に向けた改革 イ 事務事業の選択と集中 ウ 公共施設マネジメントの推進				
現況・課題	・ 障がいへの配慮がないために、暮らしにくさを感じることがないよう、障がいに対する理解を深めていくことが大切です。 ・ 本人の思いをしっかりと受け止める「意思決定支援」の強化が求められています。成年後見制度では、本人の意思を尊重する方向へ運用の見直しが進められています。 ・ 障がいの重度化や高齢化、親亡き後を見据え、緊急時の対応や地域移行を促進する「地域生活支援拠点」が効果的に機能するための体制整備が求められています。 ・ 福祉の専門人材不足が深刻化している中で、サービス提供事業所や相談支援事業所の廃止や休止など、希望する障害福祉サービスの支給量が確保できない状況が起きています。既存の事業所が継続したサービス体系を維持できるよう、安定した地域生活に向けて、支援体制の整備・充実を進めていくことが重要です。 ・ 障がいのある人の地域における自立と社会参加を推進するため、適性や希望に基づいた働き方を選択できるよう、関係各所と連携していくことが重要です。					
目的・効果	・ 「障がいの社会モデル」の考え方が市民に広がることで、障がいのある人に対する差別や偏見が解消し、共生社会を目指す取組が進められます。 ・ 一人ひとりの意思を大切にすることで、相互理解が深まり、つながり・支え合いの地域づくりが実現します。 ・ 「すぐに相談できる場所」「ショートスティなどを活用した緊急時の受入れ場所」「一人暮らしに向けた体験ができる場所」「日中活動ができる場所」「連携するネットワークが構築されていること」で、緊急時や親亡き後も柔軟に対応できる地域となります。 ・ 障がいのある人が等身大の自分として認められ、無理をせず心穏やかに地域社会とつながることができます。			該当するSDGsの目標		
取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）及び（中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○障がいに対する理解を「義務」から「共感」へ (1) 市民・事業者を対象とした啓発活動 (2) 職員向けの研修の実施 (3) 情報コミュニケーションに係る周知を推進	(1) 通年 (2) 3月末までに (3) 通年	(1) 広報誌の活用・出前講座の開催 小中学生職場体験・視察者の受入れ(点図) 音訳・点訳ボランティアの育成(点図) (2) 2回以上 (3) 広報誌等の活用			
②	○尊厳ある暮らしの支援 (1) 虐待対応研修の実施 (2) 虐待防止センターとして適切な検証の実施 (3) 成年後見制度利用促進と地域連携ネットワークの構築 (4) 意思決定支援の検証	(1) 3月末までに (2) 通年 (3) 通年 (4) 通年	(1) 2回以上 (2) コアメンバー会議の開催 (3) 連携協議会等の開催(年3回以上) (4) 圏域市町村等との会議(年2回以上) 地域連携推進会議への参加(年5回以上)			
③	○障がい特性に応じた支援体制の充実 (1) 地域生活支援拠点の整備と機能拡充 (2) 相談支援体制の充実と強化 (3) 障がい福祉サービス等の質の確保・向上への取組 (4) 医療的ケア児等包括的な支援体制の整備 (5) 強度行動障害を有する者への支援体制の構築	(1) 通年 (2) 通年 (3) 通年 (4) 通年 (5) 年度内	(1) 拠点委員会・事業所連絡会の開催(年3回以上) (2) 圏域市町村等との会議(年2回以上) (3) 事業所開催会議への同席(年5回以上) (4) 多機関連携会議等への参加(年2回以上) (5) 支援体制の事業化			
④	○地域社会活動の応援 (1) 優先調達推進方針の策定と調達の推進 (2) 障がい者雇用の推進 (3) 多職種連携の推進	(1) 通年 (2) 通年 (3) 通年	(1) 目標調達額：8,000千円 (2) 圏域市町村、企業雇用担当者等との会議(年2回以上) (3) 精神障がい者にも包括会議への参加 圏域市町村等との会議(年2回以上)			
⑤	○第4次障がい者基本計画(R9～14)・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定(R9～R11) (1) 障害者施策審議会等へ諮問、答申 (2) パブリックコメント実施・反映 (3) 公表	(1) 7月～3月 (2) 12月～1月 (3) 3月	(1) 審議会の開催 年5回 (2) 広報・HPに計画案の周知と意見集約・反映 (3) 計画策定・公表			
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 共生社会の実現に向けて「理解・相談体制の構築・環境整備」の視点に重点を置き、第三次上田市総合計画「支え助け合う地域社会」を推進します。			○取組による効果・残された課題		

重点目標			住民自らで支える地域福祉力の充実・強化		部局名	福祉部	優先順位	4位		
総合計画における位置付け		第4編 健康・福祉 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第2節 住民自らで支える地域福祉力の充実・強化			市長公約における位置付け	挑戦6 誰一人取り残さない上田へ 68 地域の全人生に幸せを				
第五次上田市行財政改革大綱における位置付け		(1) 多様な主体との連携・協働を推進する改革 ア 市民の行政参画の促進、ウ 公民連携の推進 (2) スマートシティの実現を目指す改革 イ 効率的な行政運営のためのデジタル化								
現況・課題		・これまで家庭や地域が持っていた相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的つながりが希薄化するなど、地域社会のあり方が変わりつつあり、社会的孤立やこれまでの福祉サービスでは対応できない制度のはざまの問題など課題が多様化、複雑化している。 ・令和3年4月に「地域共生社会の実現」を目的として社会福祉法が改正されており、「相談支援」・「参加支援」・「地域支援」の3つの支援に一体的に取り組む「重層的支援体制」の整備を進める必要がある。 ・市民が身近な地域で支え合うネットワークづくりを進めるために、防災や福祉関係機関が連携し、住民支え合いマップの活用、制度の定着化や、ボランティアの育成・参加の拡大を図ることが求められている。 ・災害対策基本法の改正に伴い、災害時要支援者に係る「個別避難計画」及び「福祉避難所」の検討及び見直し検討が必要である。								
目的・効果		住民一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を目指す。								
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
①	○地域福祉を支える人材の育成 (1) 「地域福祉審議会」における「地域課題」及び「優先取組」事項の共有 (2) 民生委員の負担軽減に向けた施策の充実 (3) 地域福祉推進フォーラム開催による啓発活動		(1) 通年 (2) 通年 (3) 通年	(1) 審議会 年2回開催 (2) 民生委員協力員制度の利用 定着、活用 年間40名 (3) 年1回開催						
②	○誰もが安心して暮らすための地域づくりの推進 (1) 住民支え合いマップ情報更新勧奨及び友愛訪問などでの活用勧奨 (2) 優先度の高い要支援者の個別避難計画の作成推進に係る福祉専門職及び関係機関との連携、計画作成 (3) 防災福祉アプリ活用の推進		(1) 通年 (2) 通年 (3) 通年	(1) 情報更新自治会 60 (2) 連携会議 年2回 福祉専門職による計画作成 10件 (3) アプリへのマップデータの登録・整備の実施、モデル導入についての自治会向け説明会の開催						
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 ・地域福祉審議会では、市内における様々な福祉関係者、公募市民に広く情報共有・意見聴取を行う。 ・災害要支援者登録制度では、平時の見守りも含め、より実効性のある制度運用を地域関係者と協力しながら進めている。				○取組による効果・残された課題					